

ちば男女共同参画基本計画

新ハーモニープラン

平成17年度～27年度



千葉市

はじめに



少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化など、社会環境が変化する中、市民一人ひとりが、豊かにいきいきと暮らしていくためには、男女がともに、その個性と能力を十分に発揮し、対等なパートナーとして、自らの意思で社会のあらゆる活動に参画することができる社会、すなわち「男女共同参画社会」の実現が重要な課題となっております。

本市では、平成3年に「ちば女性計画・ハーモニープラン」を、平成13年には「ちば男女共同参画計画・ハーモニープラン21」を策定し、さまざまな個性が響きあい、認めあいながら形づくる社会を目指して、各種施策を積極的に展開して参りました。

そして、平成15年4月には、さらなる施策展開を図るため、7つの基本理念を定めるとともに市、市民、事業者の役割を明らかにし、施策の基本的事項を定めた「千葉県男女共同参画ハーモニー条例」を施行したところであります。

このような背景を踏まえ、条例に基づく最初の基本計画として、男女共同参画社会の形成に関する施策や市民及び事業者の取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、このたび「ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン」を策定いたしました。

本計画では、施策の実効性を高めるため、各分野に具体的な指標や数値目標を設けるとともに、男女が互いを尊重し、ともに喜びと責任を分かち合おうとする「共同参画意識」と市、市民、事業者、関係機関等との「協働と連携」の2つを策定の視点といたしております。

今後は、本計画に基づき、市民、事業者の皆様、また関係機関の方々とともに、男女共同参画社会の形成に向け、全力で取り組んで参る所存でありますので、どうか、市民の皆様には、一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

おわりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案をいただきました千葉県男女共同参画審議会の委員をはじめ市民の皆さんに、心から感謝申しあげます。

平成17年3月

千葉市長 鶴岡 啓一

目次

第1章 計画策定の背景と経緯	1
1 千葉市における男女共同参画推進施策の成果	2
2 千葉市の現状と課題	4
3 計画策定までの経緯	11
第2章 計画の基本的な考え方	13
1 計画の目的	14
2 計画の位置づけと期間	15
3 策定の視点	16
4 計画の基本理念	18
5 基本目標	19
6 重点的に実施する施策	20
7 施策の体系図	22
8 指標の設定	23
第3章 各施策の内容	27
基本目標1 男女平等と人権の尊重	28
基本目標2 政策決定の過程における男女共同参画の推進	36
基本目標3 教育の分野における男女共同参画の推進	41
基本目標4 雇用の分野における男女共同参画の推進	48
基本目標5 自営の商工業や農林水産業の分野における男女共同参画の推進	59
基本目標6 家庭生活と職場や地域の活動等を円滑に行えるような支援	64
基本目標7 男女共同参画を推進する民間団体との連携と支援	77
基本目標8 生涯にわたる心身の健康と性に関する理解への支援	82
第4章 計画の推進	95
1 計画の進行管理	96
2 計画の推進体制	97
参考資料	99
千葉市男女共同参画ハーモニー条例	100
男女共同参画社会基本法	104

第 1 章

計画策定の背景と経緯

第1章 計画策定の背景と経緯

1 千葉市における男女共同参画推進施策の成果

(1) 千葉市の男女共同参画施策の動向

① 「千葉市婦人問題研究班」発足（昭和 62 年）

女性行政のあるべき姿を見出すことを目的として、男女平等に関する課題を正しく捉え総合的な検討を行う「千葉市婦人問題研究班」が発足しました。また同年、市民を対象とした「男女共同参加に関するアンケート」を実施しました。

② 「千葉市女性問題懇話会」発足（平成 2 年）

市民、有識者などから構成される「千葉市女性問題懇話会」が発足し、平成 3 年、女性行動計画策定に向けて、その審議の結果が「提言書」として市長に提出されました。

③ 「ちば女性計画・ハーモニープラン」策定（平成 3 年）

千葉市女性問題懇話会からの提言を受けて、千葉市初の女性行動計画「ちば女性計画・ハーモニープラン」を策定しました。

④ 「ハーモニー相談室」開設（平成 6 年）

女性の抱える問題に幅広く対応するために、「ハーモニー相談室」を開設しました。

⑤ 千葉市女性センターの開設準備委員公募（平成 10 年）

千葉市女性センターの開設にあたり、市民と行政との協働の一環として、開設準備委員を広く市民から募りました。

⑥ 「千葉市女性センター」開設（平成 11 年）

男女の自立と対等な社会参画を推進するための調査・研究、情報の収集及び提供、相談、研修・学習機会の提供並びに交流支援の拠点施設として、「千葉市女性センター」（以下「女性センター」という。）を開設しました。

⑦ 「ちば男女共同参画計画・ハーモニープラン 21」策定（平成 13 年）

千葉市男女共同参画懇話会からの提言を受けて、「ちば女性計画・ハーモニープラン」を改定し、新世紀における千葉市の男女共同参画施策を総合的・計画的に推進する「ちば男女共同参画計画・ハーモニープラン 21」（以下「ハーモニープラン 21」という。）を策定しました。

⑧ 「千葉市男女共同参画ハーモニー条例」施行（平成 15 年）

平成 15 年 4 月、男女共同参画を推進するために、7 つの基本理念を示すとともに、市、市民、事業者の取り組むべき役割を定めた「千葉市男女共同参画ハーモニー条例」（以下「ハーモニー条例」という。）を施行しました。

(2) 「ハーモニープラン 21」における取り組み

「ハーモニープラン 21」では、「男女が人権を尊重しあい、互いの個性と能力が十分発揮できる男女共同参画社会の形成」を目指して、さまざまな施策を展開してきました。

平成 3 年に策定された「ちば女性計画・ハーモニープラン」と比較すると、次のような新たな取り組みが行われました。

①千葉市男女共同参画ハーモニー条例の制定

平成 14 年 9 月にハーモニー条例を制定し、千葉市で男女共同参画を推進するための基本理念と市、市民、事業者の役割を定めました。平成 15 年 4 月の施行に伴い、以下の 4 事業をはじめとした取り組みを推進しています。

○「千葉市男女共同参画審議会」の設置

ハーモニー条例第 17 条に基づき、男女共同参画に関する重要事項について調査審議するため、市長の附属機関として「千葉市男女共同参画審議会」を設置しました。

○「苦情処理委員」の設置

ハーモニー条例第 16 条に基づき、男女共同参画に関する市の施策についての苦情や相談、性別による人権侵害などを受けた場合の被害者救済の窓口として、「苦情処理委員」を設置しました。

○「千葉市男女共同参画週間」の実施

ハーモニー条例第 14 条に基づき、毎年 12 月に「千葉市男女共同参画週間」を設けました。女性センターが 12 月に開設したことに因んでいます。

○「千葉市男女共同参画推進優良事業者表彰」の実施

男女が働きやすい職場環境の整備を積極的に推進している事業者を表彰する制度を始めました。上記の千葉市男女共同参画週間の期間中に表彰式を行っています。

②配偶者等からの暴力の防止に向けた取り組み

平成 13 年度に「配偶者等における暴力に関する調査」を実施し、平成 14 年度にはこの問題に対する認識を広め、被害の防止と被害者保護を目的としたパンフレットを作成しました。また、関係機関によるネットワークを整備するために、「千葉市児童虐待及び DV*防止連絡協議会」を平成 13 年度に設置しました。

③女性センターの機能拡充

平成 11 年度にオープンした「女性センター」を市の男女共同参画推進拠点として、調査研究や情報収集提供、相談業務、研修・学習、交流啓発の各機能の拡充を図りました。特に相談業務では、平成 13 年度から女性の精神科医や弁護士による「ハーモニー専門相談」を実施しています。

④附属機関等の女性委員登用促進のため、事前協議制度を導入

平成 13 年度から、附属機関等の改選前に協議を行う制度を導入し、女性委員の登用率向上に努めました。その結果、平成 13 年 8 月に 19.8%だった女性委員割合が、平成 16 年 8 月には 23.7%に上昇しました。

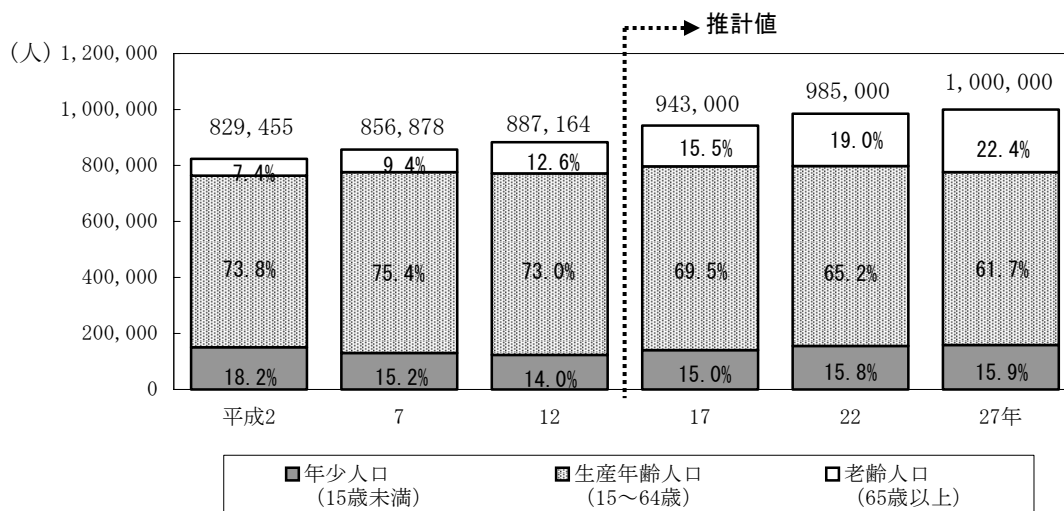
※DV：Domestic Violence の略。直訳すると「家庭内暴力」となりますが、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」で定義されている「配偶者からの暴力」を DV として、事業の名称に用いています。

2 千葉市の現状と課題

(1) 少子高齢社会の到来

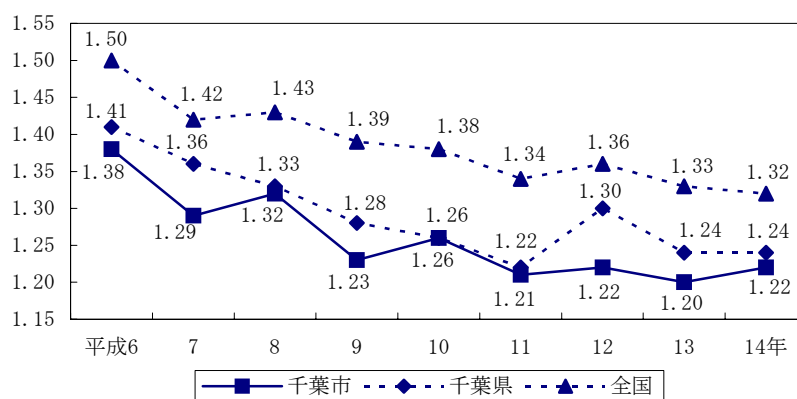
千葉市の人口は919,094人、世帯数は375,638世帯です（平成17年1月現在）。今後も緩やかな人口増加が見込まれていますが、団塊世代の高齢化や平均寿命の伸びにより、少子高齢化が急速に進んでいます。また、千葉市の合計特殊出生率※は低下傾向にあり、全国や千葉県と比べても低い水準にあります。このような少子高齢化の進展は、労働力人口の減少による経済活力の低下、税や社会保障の負担増加といった、さまざまな影響を及ぼすと予想されています。

人口と年齢3区分別人口構成の推移（千葉市）



資料）総務省「国勢調査報告」（～平成12年）、千葉市「ちば・ビジョン21」（平成17年～）

合計特殊出生率の推移

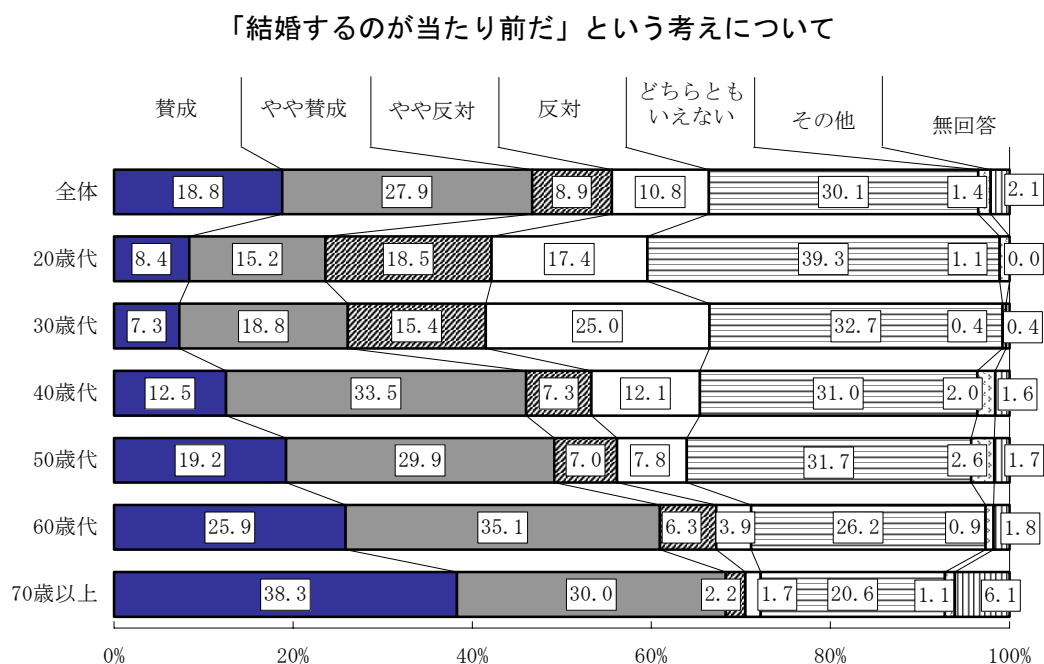


資料）千葉市「千葉市保健統計書」（平成14年統計）

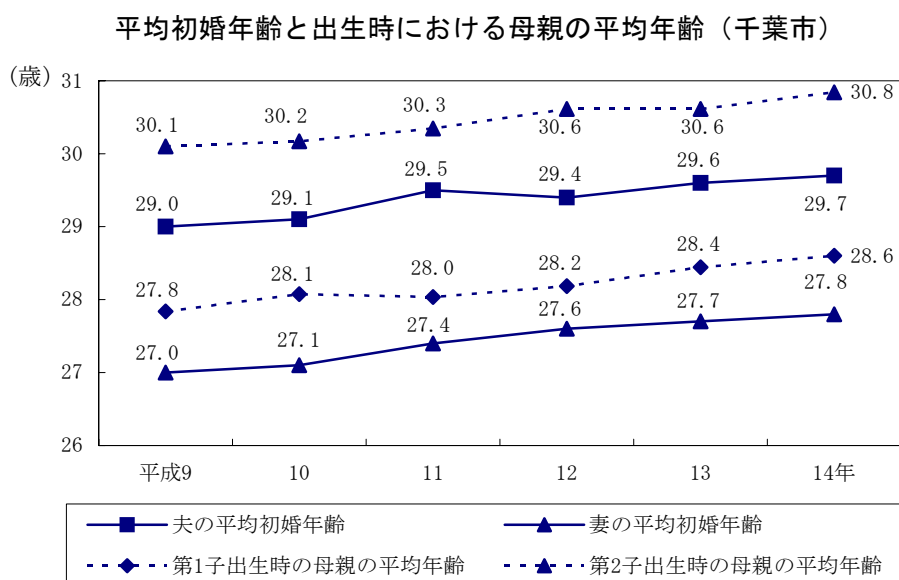
※合計特殊出生率：女性の年齢別出生率を合計した値で、一人の女性がその年次の年齢別出生率で生むと仮定した場合の一生の間に生む平均子ども数を表しています。

(2) 結婚観の変化

若い年代ほど「結婚するのが当たり前だ」と考える人が減っており、男女ともに晩婚化が進んでいます。また、それに伴い出産年齢が高くなる傾向にあります。



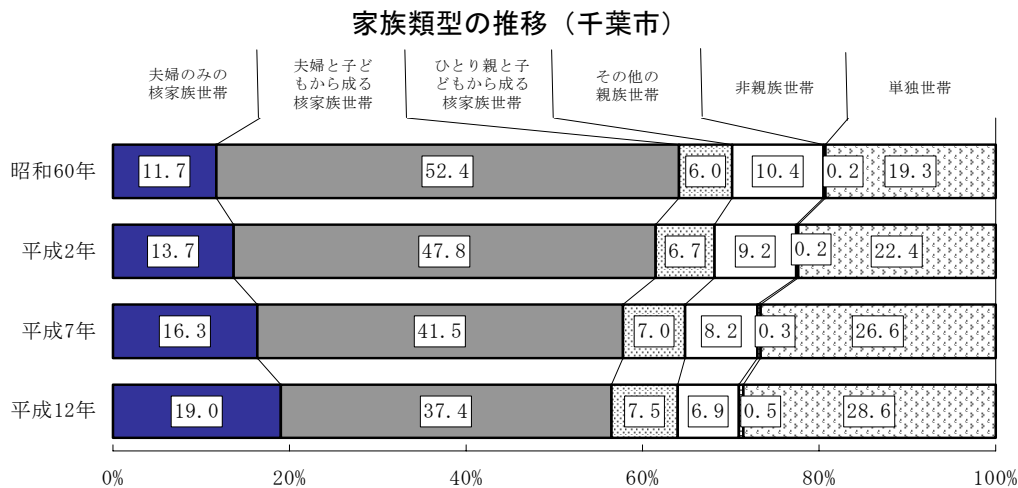
資料) 千葉市「男女共同参画社会に関する調査」(平成16年3月)、1,596人回答。



資料) 千葉市「千葉市保健統計書」(平成9～14年統計)を基に作成

(3) 家族形態の多様化

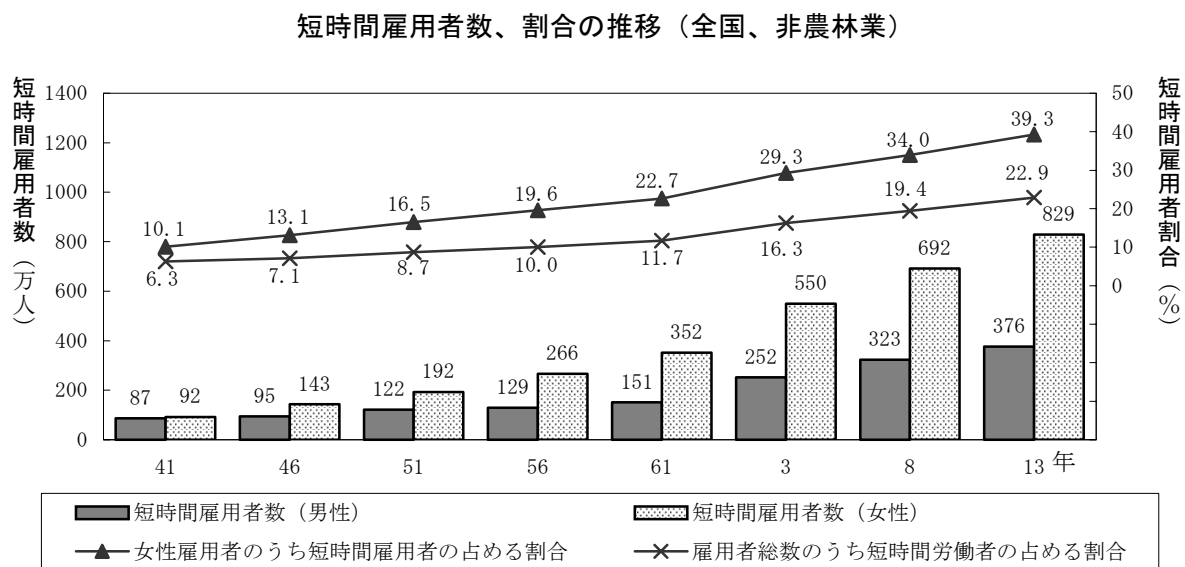
家族類型に変化がみられ、夫婦のみの核家族世帯や単独世帯が増加しています。一方、夫婦と子どもからなる核家族世帯は減少しています。



資料) 総務省「国勢調査報告」を基に作成

(4) 労働市場の流動化

雇用者に占める短時間雇用者の割合が増えており、特に女性労働の約4割は短時間雇用となっています。このような状況を受け、パートタイム労働者や派遣労働者などの非正規従業員の労働条件の向上が課題となっています。



資料) 総務省統計局「労働力調査」

短時間雇用者は、週間就業時間 35 時間未満の者を指し、雇用者は休業者を除きます。

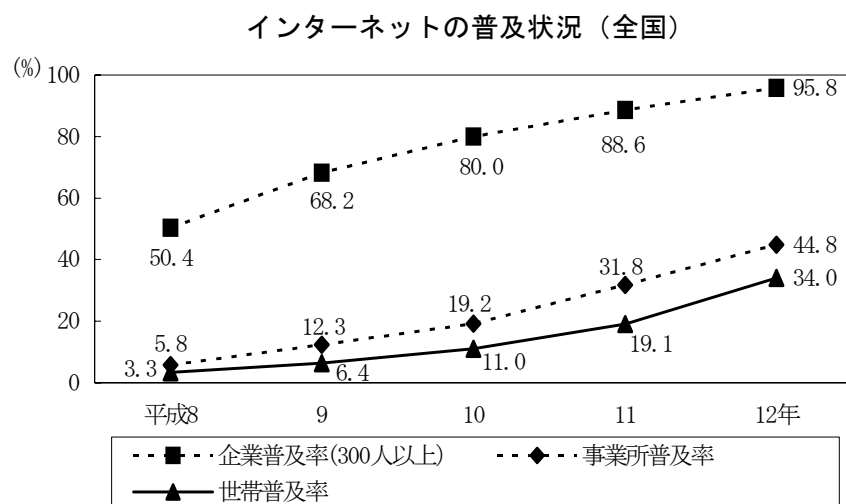
(5) 市民の自発的な社会貢献活動の活発化

平成 7 年の阪神・淡路大震災ではボランティアが活躍し、「ボランティア元年」といわれるほど注目を集め、社会的に認知されるようになりました。平成 10 年には特定非営利活動促進法が施行され、さらに市民主体の活動が積極的に行われるようになりました。

千葉市で活動する市民公益活動の分野は幅広く、男女共同参画や保健・医療・福祉、社会教育、まちづくり、文化・芸術・スポーツ、環境保全、災害救援、地域安全、人権擁護・平和推進、国際協力、子どもの健全育成などがあります。

(6) 情報化の進展

インターネットの急速な普及にみられるように、情報技術の飛躍的な進歩は、経済や産業構造に変化をもたらしました。また、市民生活においても、情報の発信や検索が簡単にできる、不特定多数の相手とのコミュニケーションが可能となるなど、大変便利になった一方で、こうした技術が犯罪に悪用されることもあり、大きな社会問題になっています。



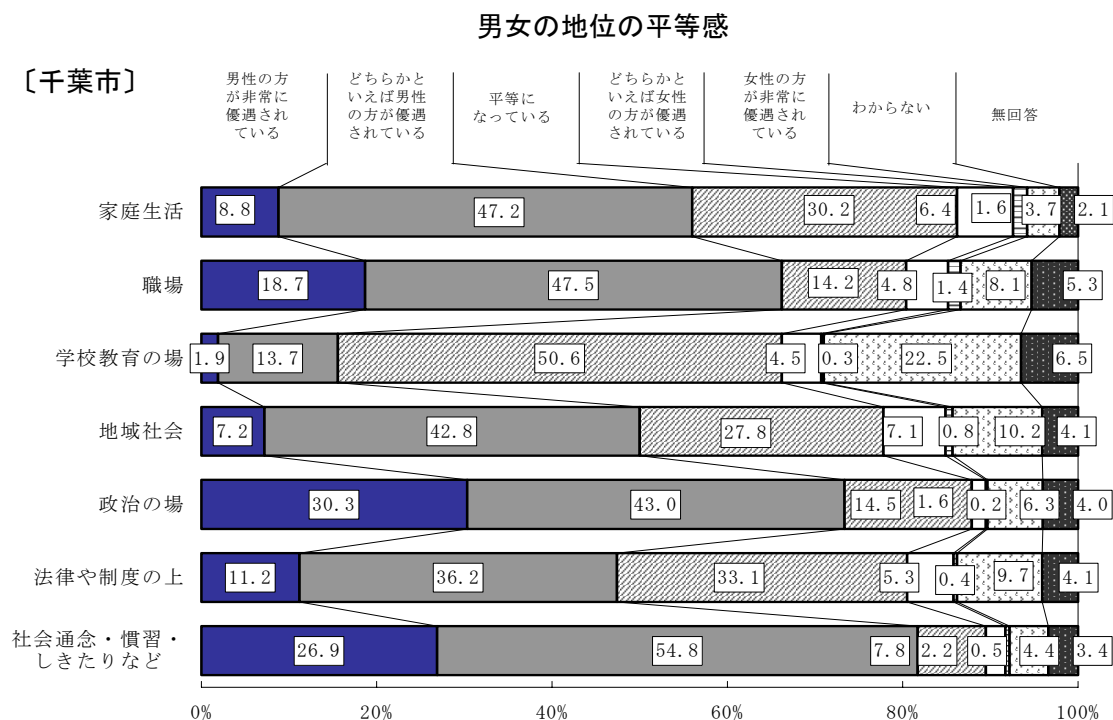
(7) 国際化の進展

千葉市内に登録する外国人の数は年々増加する傾向がみられ、今後も国際化が進展することが予想されます。在住・在勤外国人と相互理解を深め、共生していくことが大切です。また、国際交流・協力活動に参加する市民が増えています。

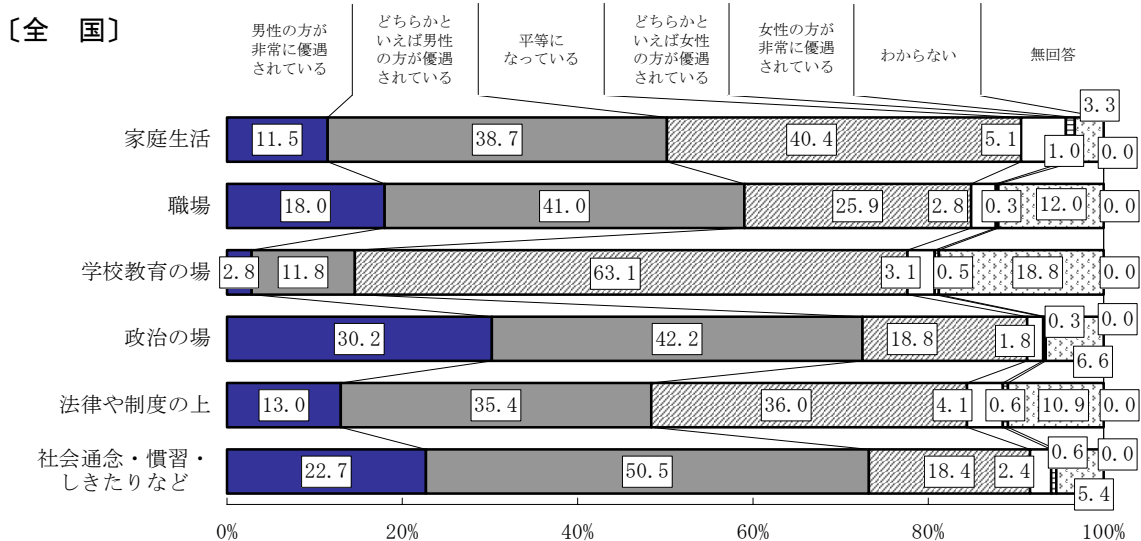
(8) 千葉市における男女共同参画意識の現状

① 男女の地位の平等感

千葉市における男女の地位の平等感をみると、「社会通念や慣習、しきたりなど」や「政治の場」などの分野において、男性が優遇されていると考える人が多くなっています。また、平成 14 年実施の全国調査と比較すると、平等と感じている人の割合が低い状況にあります。今後も引き続き、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みが必要なことを示しています。



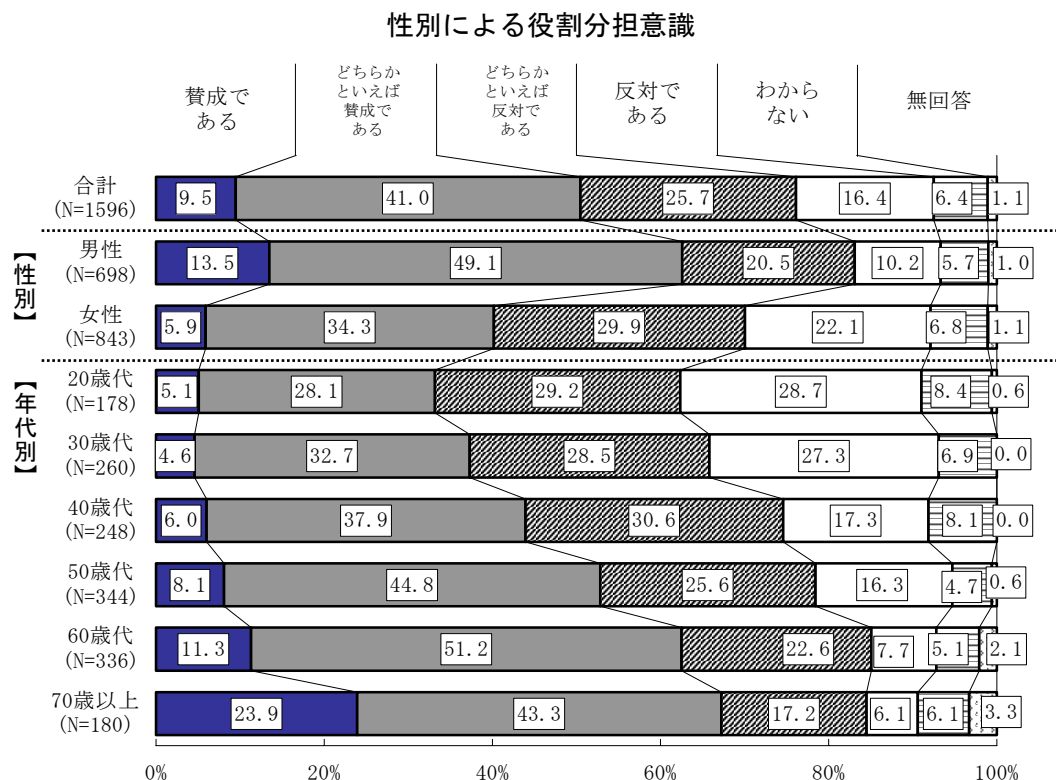
資料) 千葉市「男女共同参画社会に関する調査」(平成 16 年 3 月)、1,596 人回答。



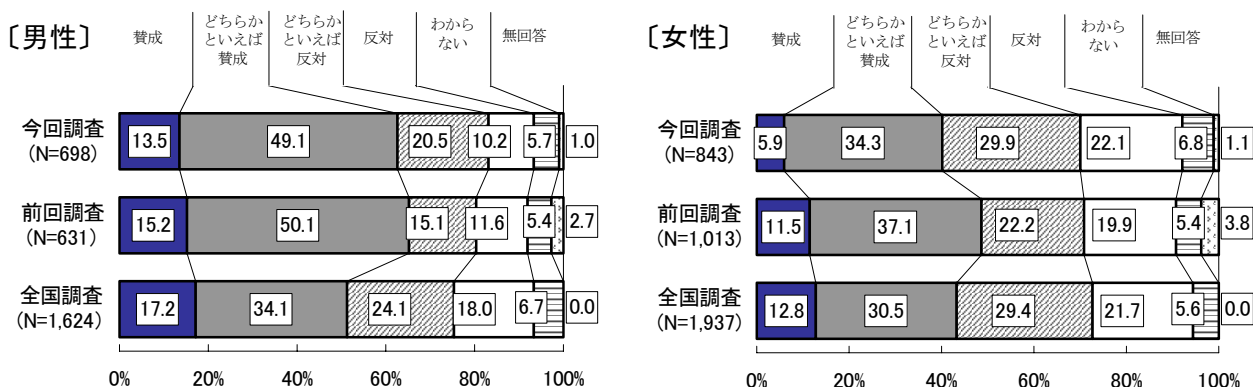
資料) 内閣府「男女共同参画社会に関する調査」(平成 14 年 7 月)、3,561 人回答。

② 性別による役割分担意識

「男性は仕事、女性は家事・育児」という考えに対する賛否をみると、男性や、年齢が高い人ほど、性別による役割分担意識を持つ人が多くみられます。平成 11 年度の前回調査と比べると、女性は、性別による役割分担意識を持つ人が減りましたが、男性にはあまり変化がなく、全国と比べて性別役割分担意識が残っています。



資料) 千葉市「男女共同参画社会に関する調査」(平成 16 年 3 月)、N は回答者数を示しています。

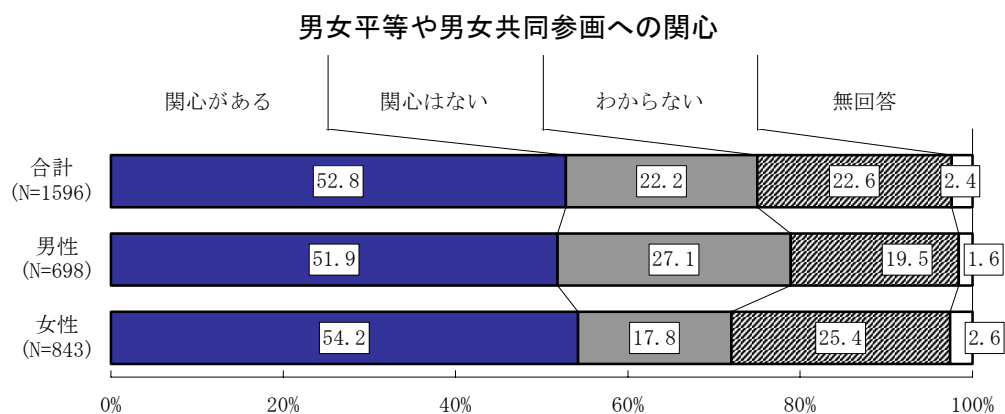


資料) 前回調査は、千葉市「男女共同参画社会に関する調査」(平成 12 年 3 月)、1,691 人回答。
 全国調査は、内閣府「男女共同参画社会に関する調査」(平成 14 年 7 月)、3,561 人回答。

※前回調査及び全国調査は、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに対し、賛成、どちらかといえば賛成、どちらかといえば反対、反対、わからない、のいずれかを回答。

③ 男女平等や男女共同参画への関心

男女ともに、約 5 割の人が男女平等や男女共同参画に対して関心を持っています。一方、関心のない人は、女性より男性に多くみられます。



資料) 千葉市「男女共同参画社会に関する調査」(平成 16 年 3 月)、N は回答者数を示しています。

3 計画策定までの経緯

千葉市では、平成 15 年 4 月、ハーモニー条例を施行しました。

ハーモニー条例の目的は、7 つの基本理念を定め、市、市民、事業者の役割を明確にするとともに、千葉市が行う男女共同参画社会の形成に関する施策の基本的事項を定めることで、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することです。職場や家庭、地域、学校など、さまざまな分野において、男女が対等なパートナーとして、それぞれの個性と能力を発揮できる社会を目指しています。

本計画は、ハーモニー条例第 9 条に基づき、男女共同参画社会の形成に関する施策や、市民及び事業者の取り組みを、総合的かつ計画的に推進するための基本計画として策定されます。そのため、本計画の内容は、ハーモニー条例の基本理念（第 3 条）や市、市民、事業者の協働（第 4～6 条）を踏まえたものとなります（次頁参照）。

千葉市では、平成 15 年度に「千葉市男女共同参画社会に関する調査」（以下、「市民意識調査」という。）を実施し、男女共同参画社会の形成に向けた千葉市の現状と、取り組むべき課題を整理しました。

平成 16 年 8 月には、市長が、ハーモニー条例第 17 条により設置された「千葉市男女共同参画審議会」（以下、「男女共同参画審議会」という。）に対し、本計画の内容について諮問しました。男女共同参画審議会では、市民意識調査の結果や各種統計資料、さらに平成 16 年 9 月に募集した市民意見の内容を考慮しながら、半年間にわたる 5 回の審議を経て、平成 17 年 1 月に市長へ答申を提出しました。

この答申の趣旨を十分に反映するため、千葉市では男女共同参画課と関係部局とが連携し、基本計画に盛りこむべき内容を調整した上で、計画案を作成しました。そして、平成 17 年 2 月から 3 月にかけて、計画案に対するパブリックコメントを実施し、市民や団体の方からさまざまな分野にわたるご意見をいただきました。

本計画は、答申の趣旨や多くの市民の皆様のご意見を踏まえ、策定したものです。

【条例における計画の位置づけ】

7つの基本理念 (条例第3条)

市、市民、事業者の協働

(条例第4～6条)

職 場

地 域



家 庭

学 校

性別による 権利侵害の禁止

(条例第7条)

次の行為の禁止

- ・ 性別による差別的取扱い
- ・ 不快にさせる性的な言動
(セクシュアル・ハラスメント)
- ・ 配偶者等に対する暴力的行為等
(ドメスティック・バイオレンス)

基本的施策 (条例第8条)

- ・ 政策の決定過程における男女共同参画の推進
- ・ 教育の分野における男女共同参画の推進
- ・ 雇用の分野における男女共同参画の推進
- ・ 自営の商工業や農林水産業の分野における男女共同参画の推進
- ・ 家庭生活と職場や地域の活動等を円滑に行えるような支援
- ・ 男女共同参画を推進する民間団体との連携と支援
- ・ 女性及び男性が、互いの性について理解し尊重しあえるような支援

総合的かつ計画的な事業推進による“男女共同参画社会”の形成へ

新ハーモニープラン (条例第9条)